

第15回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年7月31日(木)

開 会 午後2時00分

閉 会 午後3時31分

2. 場 所 名取市民体育館 第1会議室

3. 提出議案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について

議案第4号 非農地証明願出について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見決定について

議案第6号 名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

4. 報告事項

報告事項

(1) 農地法第4条の規定による届出について

(2) 農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用届出について

(3) 非農地証明願出について

5. 出席委員(28人)

会長 15番 引地 長一

農業委員 1番 板橋 英昭

2番 入間川 康弘

3番 松浦 朋子

4番 大友 政基

5番 遠藤 勝典

6番 昆布谷 功治

7番 佐伯 美和

8番 渡邊 正明

10番 相澤 喜美

11番 松浦 岩男

12番 入間川 昭一

13番 佐藤 勝浩

14番 大内 繁徳

欠席農業委員 9番 阿部 芳昭

推進委員 1番 大内 伸一

2番 山路 康則

4番 齋 重昭

5番 長田 満

6番 渡邊 定信

7番 墨繪 広之

8番 引地 恒裕

9番 武田 由美子

10番 浅井 照久

11番 松浦 正博

12番 松浦 崇

13番 西山 剛

14番 相澤 早苗

15番 川村 吉則

欠席推進委員 3番 菅野 弘一

6. 事務局出席職員

事務局長 仙石 明光 事務局長補佐 渡邊 広美 主査 伊藤 政文

7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第15回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時00分、ただいまから名取市農業委員会第15回総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員14名、農地利用最適化推進委員14名、計28名出席です。よって名取市農業委員会会議規則第8条の規定に基づき、総会は成立していることを報告いたします。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長となる。

【議事の内容】

○ 会長（引地長一）

◎議事録署名委員の指名

議長において、次の2名を議事録署名委員に指名をした。

3番 松浦 朋子 委員 4番 大友 政基 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。昆布谷功治代表委員、説明をお願いします。

○ 2班代表委員（昆布谷功治委員）

第2班代表委員の昆布谷功治です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和7年7月31日提出。

番号1、大字・字・地番は、愛島笠島字西台27番1、地目は登記・現況とも畑、登記面積は37㎡、転用目的は駐車場です。譲渡人・譲受人の住所・氏名に関しましては、議案資料の通りです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要、

売買、1㎡当たり40,540円、総額1,500,000円、駐車場1台分です。

議案第1号1番につきましては、7月28日の担任委員会で現地調査を行い、譲受人等より実情を聴取いたしました。

位置図・公図につきましては議案書の2ページ、審査内容及び土地利用計画につきましては、担任委員会資料1ページ、2ページをご覧ください。

申請地は、愛島小学校から1kmほど北、主要地方道仙台岩沼線沿いに位置し、農業振興地域の農用地区域外、第2種農地となります。

譲受人は、仙台市太白区で不動産仲介業者を営んでおり、今回、譲渡人から居住している宅地の売買の依頼を受けたところ、敷地内に農地があったことから、分離して売買を行うことは不可能であることから申請に至ったものです。

申請地は、宅地と主要地方道仙台岩沼線および農道愛島36号に接しており、農道から1.5mほど高くなっております。

農道愛島36号の拡幅改良工事により面積が減少となり、更には、擁壁が設置されており、雨水は自然浸透とし、周辺農地には土砂流出など影響は発生しないものと考えます。なお、周辺農地へ土砂流出が発生した場合は、適切に対処し全責任を以て対応するとしております。

以上、1番につきましては、申請内容に問題はないものと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に農地利用最適化推進委員の齋重昭委員に意見等について、お話していただきたいと思います。

○ 農地利用最適化推進委員（齋重昭推進委員）

議案第1号1番について、7月28日開催の担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。

1番は、駐車場への転用及び売買であり、譲渡人は居住している宅地を売買するにあたり、申請地が宅地と一体的となっており、分離しての処分が困難なこともあり、申請に至ったものです。

駐車場は、盛土をせず碎石を敷き均し、雨水も自然浸透。東側及び南側は擁壁となっていることから、周辺農地には土砂の流出等の影響は発生しないものと考えます。

以上、1番については申請内容に問題がないと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま両委員から説明、意見等をいただきました。この案件について質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決に移りたいと思います。議案第1号について原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第1号は原案の通り決定といたします。

《議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について議題といたします。昆布谷功治代表委員説明をお願いいたします。

○ 2班代表委員（昆布谷功治委員）

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について。農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求める。令和7年7月31日提出。

番号1、大字・字・地番、大曲字藤木194番2、地目は登記畑・現況宅地です。登記面積62㎡。転用目的は宅地（庭）、申請人の住所・氏名に関しましては、議案資料の通りです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は、施設の概要については、前所有者が農家住宅建て替え時、敷地内農地を庭として使用していたものであり、追認事案として顛末書の提出がされています。

議案第2号1番につきましては、7月28日の担任委員会で現地調査を行い、申請人より実情を聴取いたしました。位置図・公図につきましては、議案書の4ページ、審査内容及び土地利用計画については、担任委員会資料の3ページ、4ページをご覧ください。

1番、申請地は、洞口家住宅から100mほどの北西、市道牛野塚原線沿いに位置し、農業振興地域の農用地区域外、第2種農地となります。申請地は、申請人の親族が、北側の192番に、以前、居住しており、約40年前から庭として利用していたものです。前所有者が高齢になり、相続する者がいなかったため、申請人が遺贈を受けたものです。先月の第14回総会において、申請人が農地法第3条申請を行った際、転用手続き遺漏が判明したため、申請に至ったものです。申請地の雨水は自然浸透とし、南側は既設の擁壁があることから、周辺農地には、土砂流出など影響が発生しないものと考えます。今回の件につきましては、申請人の顛末書が提出されていることから、追認はやむを得ないと考えるところです。今後は、農地転

用に際して、農地法を遵守するように指導注意しました。以上、1 番につきましては、申請内容に問題はないものと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に、農地利用最適化推進委員の齋重昭委員に意見等について、お話ししていただきたいと思います。

○ 農地利用最適化推進委員（齋重昭推進委員）

議案第2号1番について、7月28日の担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。

1番は、庭への転用であり、前所有者が、転用許可を受けずに庭を造ったものです。

この度、前回の総会で審議された農地法第3条の申請の際に、転用手続き遺漏の所有地が判明したものです。申請人からは、顛末書が提出されており、追認は止むを得ないと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま、両委員から説明、意見等をいただきました。この案件について、質問はありませんか。

○ 11番（松浦岩男委員）

11番の松浦です。勉強のため聞きたいのですが、前所有者が違反していたということで現所有者からの始末書提出となっています。始末書というのは自分が違反してやったことに対して出されるものであり、相続といいますか現所有者が引継いで自分が違反したものでなくとも始末書の提出が必要なののでしょうか。よろしくお願いします。

○ 事務局（仙石事務局長）

すみません。本人からは顛末書という形で出されています。議案書には「始末書」と記載していますが、これは誤りで「顛末書」に訂正をお願いいたします。本人が自ら行った違反について出されるのが始末書であり、顛末書は事の顛末を報告する形として、本人が行ったものでは無いが、遺漏に至り引き継いだ経緯を説明したものであるとして提出いただいたものとなります。

○ 11番（松浦岩男委員）

顛末書はその経緯や原因、対応策、再発防止策などを報告するものであり、始末書は自らが行った違反に対し、謝罪と反省の意を示すための書類ですね。はい、わかりました。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございます。ほかに質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決に移りたいと思います。議案第2号について原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第2号は原案の通り決定といたします。

《議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（引地長一会長）

次に議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について議題といたします。

先ず、議案第3号番号3ですが、申請者は7月28日開催の担任委員会の実情調査を欠席されました。このことから議題として審議することは不可能と考えるので、継続審議として次回の総会で再審議としたいと考える。それでは、継続審議にすることにお諮りいたします。

○ 8番（渡邊正明委員）

これは、申請者から来れないとか、何か連絡があったのでしょうか。

○ 議長（引地長一会長）

事務局。

○ 事務局（仙石事務局長）

当日時間になっても来ないため、電話で連絡をしましたが不在でした。担任委員会終了後に電話連絡がついて確認したところ、担当者が失念していたと釈明があり、申請自体は進めて欲しいとの希望があったことから次回に審議する形としたものです。

○ 8番（渡邊正明委員）

意図があった訳では無く、忘れていてこうなったという事ですね。分かりました。

○ 議長（引地長一会長）

よろしいでしょうか。それでは、議案第3号番号3について、継続審議とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第3号番号3は継続審議に決定いたします。

それでは、改めて昆布谷功治代表委員説明をお願いいたします。

○ 2班代表委員（昆布谷功治委員）

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和7年7月31日提出。

番号1、大字・字・地番、高館熊野堂字飛鳥中101番、地目は登記現況共に田です。登記面積2,980㎡。権利種別は売買、譲渡人・譲受人の住所・氏名に関しましては、議案資料の通りです。譲受人の経営面積は0a、世帯員1人、労力人1人、備考として売買、10a当たり221,476円、総額660,000円。

番号2、大字・字・地番、堀内字北松344番5、地目は登記現況共に田です。登記面積1,973㎡。権利種別は売買、譲渡人・譲受人の住所・氏名に関しましては、議案資料の通りです。譲受人の経営面積は11,429a、世帯員12人、労力人12人、備考として売買、10a当たり405,474円、総額800,000円です。

議案第3号1番及び2番につきましては、7月28日の担任委員会で現地調査を行い、譲受人より実情を聴取いたしました。

1番位置図・公図につきましては、議案書の6ページをご覧ください。

申請地は、市道熊野堂柳生線の北、仙台市市境に位置し、農業振興地域の農用地区域外であります。譲受人は、現在の居住地に転入後、敷地内の畑地を耕作し、約3年間農業技術の習得に努めていた状況です。今回、譲渡人の規模縮小に伴い休耕地の売買の申し入れがあったことから、申請に至ったものです。譲受人は、新規就農となりますが、営農計画書では、にんにく、さつまいも、スイカを作付けする予定で、今回取得する農地を適正に管理することを確認いたしました。

次に2番、位置図・公図につきましては、議案書の7ページをご覧ください。

申請地は、仙台東部道路から300mほど東、農道館腰232号線沿いに位置し、農業振興地域の農用地区域となります。譲受人は、岩沼市内において、水稻や大豆、露地野菜を栽培し、多くの農地を集積する農業法人であります。今回、譲渡人が経営規模縮小に伴い、売買の申し入れがあったことから申請に至ったものです。

以上、1番及び2番について、担任委員会資料の7ページ、農地法第3条の判断基準を満たしていることから、許可について問題は無いものと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に、農地利用最適化推進委員の齋重昭委員に意見等について、お話していただきたいと思います。

○ 農地利用最適化推進委員（齋重昭推進委員）

議案第3号1番及び2番について、7月28日開催の担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。

1番は、新規就農者の売買であります。2番は、規模拡大による売買であります。いずれも、適切に管理されており、今後も同様と考えられます。

以上、1番及び2番の許可について、問題はないと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま、両委員から説明、意見等をいただきました。この案件について、質問はありませんか。

○ 12番（入間川昭一委員）

1番について、譲受人の方、経営面積が0aで労力人1人とのことですが、何歳の方がこれから田んぼを購入してやろうとしているのか、農機具等々機械があるものなのか、この方は町内であまり面識等もなくわからないのですが、どの様になっているのでしょうか。

○ 事務局（伊藤主査）

譲受人の年齢は51歳です。3年前にこちらに引越されてきたということです。農機具についてはトラクター1台と管理機2台、草刈り機3台、高圧洗浄機などを保有している状況です。

○ 12番（入間川昭一委員）

経営面積0aで借地している人が、トラクターも50馬力の大型クラス、管理機などもあるという事になれば、家族状況などについて地元の区長である相澤推進委員から、何か詳しい話があればお願いしたい。

○ 農地利用最適化推進委員（相澤早苗推進委員）

譲受人は町内会に入っている方ではありますが、私も初めて知りました。家族構成も70歳代の女性がおりますが、元々農業をされていた方ではなく、最近旦那さんが亡くなり、現在息子さんと住んでいるようですが、今回の譲受人がその息子さんかどうかはわかりません。住まいも借地借家ですし、農機具も自分の持ち物かどうかは分かりかねます。

○ 11番（松浦岩男委員）

11番松浦です。関連ですが、耕作地は借りているので0aは分かりましたが、今度購入する田ですが、陸田で畑として直ぐに使える状況なのか、現地を確認されている担任委員さんへ伺いたい。

○ 2班代表委員（昆布谷功治委員）

はい、申請地は田となっていますが、周りが全部畑で利用されております。私の印象ですが、陸田となっている状況です。本人も稲作などの田んぼとしてではなく、計画では畑として野菜作りで利用するようです。地質も砂地で作物を作るのに適してい

るかと思います。

○11番（松浦岩男委員）

確認の意味で伺いました。1人で野菜作りなのですね、荒らさないで頑張ってくださいと思います。

○事務局（伊藤主査）

先ほどの譲受人の状況ですが、息子さんであり、お母さんと同じ住所になっています。

○農地利用最適化推進委員（相澤早苗推進委員）

私は見たことがありません。同居されているかどうか分かりません。

○事務局（伊藤主査）

営農計画書では、3年前に越してきてから約700㎡の畑を耕作し、自信がついたときに休耕地の話を受けて、今回購入することになったということです。

○議長（引地長一会長）

譲受人は耕作の実績作りをしてきて、農機具も保有しているという事であり農地を適切に管理してもらえれば問題無いのかと思います。

○農地利用最適化推進委員（相澤早苗推進委員）

余計な話ですが、家庭の状況までは踏み込んで確認することが出来ないものであり、その家庭がどの様に生活しているのか分からない状況です。3年間母親と一緒に住んでいるのでしょうか、見たこともないし会ったこともない。母親とは町内会行事で5回位は会ったことはありますが、息子さんは町内会行事に一切出てきませんし強制も出来ないのです。

○2番（入間川康弘委員）

借家住まいでも農地を求めることは出来るのですか。

○事務局（仙石事務局長）

農地法3条で、自宅を所有しているとする要件は含まれていない状況です。

○議長（引地長一会長）

ほかにありませんか。

○14番（大内繁徳委員）

今後各地区で農地パトロールがあると思いますので、その際に注視してもらい、皆さんで確認していくという事で宜しいのではないのでしょうか。

○12番（入間川昭一委員）

はい、わかりました。

○議長（引地長一会長）

それでは、ほかに無ければ質疑を打ち切り、採決に移りたいと思いますが宜しいのでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決に移りたいと思います。議案第3号について原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第3号は番号3を除き、原案のとおり決定いたします。

《議案第4号 非農地証明願出について》

○ 議長（引地長一会長）

次に、議案第4号「非農地証明願出について議題といたします。それでは、昆布谷功治代表委員、説明をお願いいたします。

○ 2班代表委員（昆布谷功治委員）

議案第4号 非農地証明願出について、下記願出人より非農地証明願の提出があったので意見を求める。令和7年7月31日提出

番号1大字・字・地番、愛島笠島字上平80番1、地目は登記・現況とも田、面積は3.53㎡、願出人の住所氏名は議案書のとおり、備考として、現地は平成9年11月10日に、公共道路の用地とするため80番1を80番1と80番3に分筆した。80番1が残地となり耕作が不可能になったことから、当該証明書の交付願があったものです。議案第4号1番につきましては、7月28日の担任委員会で写真確認を行い、代理人より実情を聴取いたしました。位置図・公図につきましては、議案書の11ページ、審査内容及び土地利用計画については、担任委員会資料の5ページから6ページをご覧ください。

1番、申請地は、愛島公民館から220mほど南、市道愛島西部線と市道上平宮脇線の交差点の北西に位置し、農業振興地域の農用地区域外、第2種農地となります。申請地は、平成9年に市道愛島西部線の建設で用地買収を受け、80番1が残地となり、面積も狭隘となったものです。更に、市道建設により一部コンクリート敷きになり、農地として利用することが困難となったことから当該証明書の交付を願い出たものです。対象農地を写真確認したところ、農地への復元は著しく困難なため、非農地と判断するものです。

以上、1番について、農地法2条第1項の農地の定義及び「農地法の運用について」

の制定について、第4の規定により判断基準を満たしていることから、非農地と判断はやむを得ないと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に、農地利用最適化推進委員の齋重昭委員に意見等について、お話ししていただきたいと思います。

○ 農地利用最適化推進委員（齋重昭推進委員）

議案第4号1番について、担任委員会の実情調査に立ち会いました。1番は、周りを市道、宅地、市有地に囲まれており、狭隘な農地であります。現況写真では、道路建設の際のコンクリート舗装が一部されており、農地への復元は、不可能であります。

以上、1番については、非農地と判断してやむを得ないと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま、両委員から説明、意見等をいただきました。この案件について、質問はありませんか。

○ 1 1 番（松浦岩男委員）

3㎡幾らの面積がどの様に管理されているのか、草だらけになっているのかどうか、草刈りは千葉県から来て管理しているのでしょうか。

○ 2 班代表委員（昆布谷功治委員）

担任委員会では写真判定で行いましたが、観て頂くと一目瞭然、コンクリートになっており、草で荒れた状態では無いんですね。

○ 1 1 番（松浦岩男委員）

わかりました。

○ 議長（引地長一会長）

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決に移りたいと思います。議案第4号について原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

《議案第5号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する
意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

次に議案第5号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見決定について議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（渡邊局長補佐）

議案第5号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見決定について。申請者より、下記の通り名取市地域計画変更の申出があったので意見を求める。令和7年7月31日提出。

番号1、大字・字・地番。愛島笠島字西台27番1。地目、登記・現況ともに畑。登記面積37㎡。申請人住所・氏名は議案書の通りです。開発許可、否。地域計画の変更目的、駐車場、（令和7年7月、農地法第5条による許可。）

番号2、大字・字・地番。大曲字藤木194番2、地目、登記畑、現況宅地、登記面積62㎡。申請人住所・氏名は議案書の通り、開発許可、否。地域計画の変更目的、宅地（庭）、（令和7年7月、農地法第4条による許可。）

番号3、大字・字・地番。愛島笠島字上平80番1、地目、登記現況共に田、登記面積3.53㎡。申請人住所・氏名は議案書の通り、開発許可、否。地域計画の変更目的、公共道路用地の残地となり、耕作不可能になったため、（令和7年7月、非農地証明願出による許可）以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま事務局から説明がなされました。質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決いたします。議案第5号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第5号は原案の通り、決定いたします。

《議案第6号 名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について》

○ 議長（引地長一会長）

次に議案第6号名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（渡邊局長補佐）

事務局でも説明いたしますが、担当課の農林水産課職員が説明に来ていますので同席させていただきます。

〔農林水産課 相澤課長 農林水産課職員 石野主事着席〕

○ 事務局（渡邊局長補佐）

それでは議案書13ページをご覧ください。議案第6号名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、このことについて、令和7年7月4日付け名農水第106号により、名取市長から農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、別紙「名取農業振興地域整備計画変更理由書（案）」に基づいて変更したいので、当該計画変更（案）について、農業振興地域の整備に関する施行規則第3条の2第2項の規定により農業委員会の意見を求められているので提案する。令和7年7月31日提出。

1. 意見を求められている内容 別紙「名取農業振興地域整備計画変更理由書（案）」のとおり。

事前にお配りしている資料につきまして別紙ご確認願います。詳細につきまして担当課よりご説明いたします。よろしくお願いいたします。

○ 担当課（農林水産課 石野主事）

農林水産課の石野です。着座にて説明させていただきます。

様式第6号の2名取農業振興地域整備計画変更理由書（案）をご覧ください。耕作放棄地となった農地を有効活用するため農地転用を行うための農用地区域の除外になります。申出の土地所在地は名取市高舘川上字小佐治96番1、97番1、99番1、98番1になります。ページ番号5番をお開き下さい。地目は登記田、現況雑種地、面積合計1,422.58㎡になります。事業計画者、土地所有者等の住所氏名は資料に記載のとおりです。

平成19年から耕作されていない土地として、現況としては雑種地に区別される土地になります。土地周辺の状況としては、山と道路に囲まれた孤立した土地になります。資料8ページから10ページをご覧ください。具体的な場所としては名取市田高の陸橋を超え、第二中学校を通り過ぎた後の坂を上る十字路になります。ここに

リサイクルボックスを設置し、土地の有効利用を図っていくというものです。周辺農地から孤立した土地になるので周辺農地には支障を来たさないと考えられることから除外に問題は無いと考えます。また除外後は農地法第5条の申請を考えているとのことです。以上説明とさせていただきます。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま、説明頂きました。

○ 議長（引地長一会長）

はい、事務局

○ 事務局（仙石事務局長）

私からは、この土地の経緯についてご説明いたします。

本日、追加資料でお渡ししている「名取農業振興地域整備計画の変更について」をご覧ください。3枚もので1番については只今説明がございました。2番が対象地経過です。昭和31年2月に〇〇〇〇さんが相続若しくは他の方から売買したものもあるようです。

昭和40年代の第1次農業構造改善事業により大型ほ場になりました。これに伴い、昭和47年に名取農業振興地域整備計画農用地に指定されました。

地方主要道仙台岩沼線の付替えに伴い買収を受けており、その後付替え道路が出来上がっているという事です。元々は山沿いに旧道が走っていましたが、平成13年に新しい道路となり一直線になったという状況です。その後平成13年8月に農地の現状変更届が出され、①、②、④が減反のために2m盛土という届出がでております。その後続けて9月に、農地法第4条の許可申請（一時転用）、②、④に野菜等の直売所を設置したいという事で、平成13年11月から1年間一時転用の申請が出ています。その後一時転用については農地には戻されていないという状況です。その後平成18年に△△△△さんが相続をし、その後令和2年9月に現在の所有者が相続しているという状況です。

3番目ですが、農林水産課から意見を求められている件については、農地法第13条で今回変更の要件が示されています。農振農用地から6要件の全てを満たすことで、除外が可能となっています。このことについて、皆さんからご意見を頂くこととなります。

意見としては、異議があるか、無いかになります。

簡単にご説明すると、1号要件については、やむを得ない理由がある。2号要件については地域計画に影響がない。3号要件については、農用地の集団性を阻害しない。

4号要件については、他の農用地に影響しない。5号要件については、農業用施設の機能を妨げない。6号要件については、土地改良事業から8年間計画を経過している。

この6要件を満たすことによって、除外が可能となるということになります。

このことについて、皆さんにご意見をいただきたいということになります。最終的には異議があるか、異議はないか、というような回答になるかと思います。よろしくご検討をお願いいたします。それで2枚目4番ですが、今後の予定は先ほど農地法第5条の申請が出るとお話されておりますが、以前にこの事業計画者とやりとりをしている中、その方からの意見をいろいろ県担当者と確認をしたところ、農地転用申請の許可は出来ないのではという回答を頂いております。そのような状況で今回農振除外の話が纏まれば、その後は非農地証明願出になるのではないかと懸念しています。宜しくご検討願います。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま事務局の方から説明がなされましたが、ご意見等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので、議案第6号は原案の通り承認といたします。

〔農林水産課 相澤課長 農林水産課職員 石野主事退席〕

《報告事項（1）農地法第4条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用届出について》

《報告事項（3）非農地証明願出について》

○ 議長（引地長一会長）

次に報告事項（1）農地法第4条の規定による届出について、（2）農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用届出について、（3）非農地証明願出について議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（渡邊局長補佐）

それでは14ページになりますが、報告事項（1）農地法第4条の規定による届出について、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、下記の通り受理したことをここに報告する。令和7年7月31日提出。

番号1、大字・字・地番。上余田字千刈田437番3、地目は登記田、現況宅地、登記面積150㎡。転用目的、駐車場。届出人住所氏名については、議案書の通りでございます。開発許可、否。転用目的に係る事業、または施設の概要、駐車場7台。

続きまして、15ページ、報告事項、（2）農地法施行規則第29条第1号に係る

農地転用届出について 下記の農地について転用の届出があり、受理したことをここに報告する。令和7年7月31日提出。

番号1、大字・字・地番。下余田字草倉田145番3、地目登記現況とも畑。登記面積、616㎡のうち100㎡。転用目的、駐車場及び物置、届出人の住所・氏名については、議案書の通りでございます。備考欄 駐車場及び物置。農地法施行規則第29条第1号の規定により、自らが耕作する農地の利用増進のため必要な2a未満の転用であることから農地転用許可は不要となる。

番号2、大字・字・地番。上余田字千刈田437番4、地目登記現況とも田。登記面積、302㎡のうち104㎡。転用目的、育苗ハウス、届出人の住所・氏名については、議案書の通りでございます。備考欄 育苗ハウス1棟。農地法施行規則第29条第1号の規定により、自らが耕作する農地の利用増進のため必要な2a未満の転用であることから農地転用許可は不要となる。

番号3、大字・字・地番。上余田字千刈田411番1、地目登記現況とも田。登記面積、1,169㎡のうち159㎡。転用目的、育苗ハウス、届出人の住所・氏名については、議案書の通りでございます。備考欄 育苗ハウス2棟。農地法施行規則第29条第1号の規定により、自らが耕作する農地の利用増進のため必要な2a未満の転用であることから農地転用許可は不要となる。

続きまして、16ページ報告事項(3)非農地証明願出について 下記願出人より非農地証明願の提出があり、下記のとおり証明書を交付したことをここに報告する。令和7年7月31日提出。

番号1、大字・字・地番。小塚原字東中塚289番、地目は登記畑、現況雑種地。登記面積436㎡、大字・字・地番。小塚原字東中塚310番1、地目は登記田、現況雑種地。登記面積71㎡、大字・字・地番。小塚原字東中塚310番6、地目は登記田、現況雑種地。登記面積196㎡、大字・字・地番。小塚原字東中塚311番1、地目は登記田、現況雑種地。登記面積475㎡。大字・字・地番。小塚原字東中塚312番、地目は登記田、現況雑種地。登記面積732㎡。願出人住所・氏名は、議案書の通りでございます。備考 小塚原東中塚310番6は平成13年9月19日農地法第4条許可済みであり、小塚原字東中塚289番、310番1、311番1、312番は同年12月19日農地法第5条許可済みであるが許可書を紛失したため、当該証明書を交付した。以上でございます。

○ 議長 (引地長一会長)

ただいま事務局から説明がなされました。質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（１）から報告事項（３）について、承認いたします。

《その他》

○ 議長（引地長一会長）

その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（仙石事務局長）

〔８月の農業委員会行事日程の説明を行った。〕

〔７月の農家相談、苦情等相談内容について報告した。〕

○ 議長（引地長一会長）

その他ございませんか。

ないようですので、これをもちまして第１５回農業委員会総会の一切を終了いたします。事務局をお願いします。

【閉 会】

午後３時３１分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第２３条第２項の規定により署名する。

令和７年７月３１日

名取市農業委員会
議 長

引地長一

署名委員３番

松浦 朋子

署名委員４番

石 玲恵